移管先法人の選考について

基本理念

市立保育所を民営化するにあたり、移管先法人の選考については、児童福祉法や保育所保育指針などを踏まえた専門的な見地から、適切かつ厳格な審査に努め、その基本となる選考基準を定めるものとします。

移管先法人の選考における評価の変更について

これまでの民営化の選考においては、同じ保育所を運営する社会福祉法人であるにも関わらず、選考委員のご判断や選考方法の課題により一部、選考結果に影響を及ぼす事例がありました。

このようなことから、この度の選考にあたっては、茨木市立保育所民営化基本方針における「6 民営化の方法」に示すとおり、応募法人の保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況等(以下「選考項目」という。)を総合的に勘案して、各選考委員からより多くの評価が得られた法人を移管先候補法人として、本選考委員会が決定するものとします。

選考方法

1 応募法人が多数の場合

応募法人が、3法人以上の場合については、本審査の前に、予備審査として、選考委員会が選考項目に基づいて、2法人まで選考することとし、この2法人から選考項目についてのヒアリングを行い、移管先候補法人を決定することとします。

審査方法

予備審査として、応募法人から提出された選考項目ごとの応募関連書類に基づいて、選考することとし、各選考委員からより多くの評価が得られた2法人を決定することとします。

ただし、各選考委員の評価が同数となった場合については、より多くの評価が得られた応募法人を除き、同数となった応募法人のみを対象として再度、選考し決定することとします。

本審査として、選考委員会が選考した2法人を対象に、応募法人が運営する施設の視察を行うとともに、視察先の施設において、選考項目におけるヒアリングを実施します。

選考項目のヒアリング

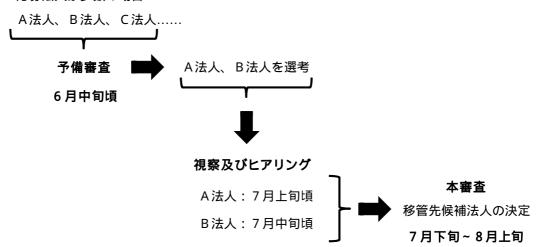
選考された2法人については、順次、事務局と日程調整を行い、7月上旬頃及び7月中旬頃に運営する施設の視察に応じ、視察先の施設でのヒアリングに備えるとともに、運営責任者(理事長)及び施設長(予定者を含む)から選考項目についてヒアリングを実施します。

移管先候補法人の決定

選考委員会の各委員は、2法人からのヒアリングの結果を踏まえ、応募法人から提出された選考項目ごとの応募関連書類に基づいて、選考することとし、各選考委員からより多くの評価が得られた1法人を移管先候補法人として決定することとします。

【選考方法】

応募法人が多数の場合



2 応募がない、もしくは、1法人のみの場合

応募がない、もしくは、1法人のみの場合については、茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領(以下「募集要領」という。)に定める申込期間を1週間程度、延長することや、茨木市(以下「事務局」という。)から社会福祉法人に再度、周知するなど、できる限り、複数の応募法人を募集するものとします。

具体的には、募集要領に定める募集期間の 10 日が過ぎても、応募の 意向及び複数の申込がない場合は、事務局から応募資格・条件に該当す る社会福祉法人に再度、周知することとします。

また、再度、周知してもなお、応募がない場合については、募集期間

を1週間程度、延長するとともに、応募の意向を確認するなど、応募法人を確保することに努めます。

なお、このような方策を講じても、応募法人が1法人となった場合は、 各選考委員が、次項以降の選考基準に基づき、適切かつ厳格な審査のも と、移管先候補法人の適否を判断することとします。

【選考方法】

応募法人がない、もしくは、1法人のみの場合

